

西宮市立中央病院応援技師等及び応援看護師の取扱いに関する要綱

1. この要綱は、中央病院応援技師等及び応援看護師の応援要請に関し必要な事項を定める。
2. この要綱による応援技師等とは、宿日直業務、又は外来診療等に従事する技師等とする。
3. この要綱による応援看護師とは、病棟以外の宿日直業務、又は外来診療に従事する看護師とする。
4. 応援技師等、又は応援看護師の要請手続きは、次に定めるところによる。
 - (1) 技師長等又は看護部長は、従事予定日より2週間前までに応援要請願を院長に申請し、承認を受ける。
 - (2) 院長の承認後、技師長等又は看護部長は、応援要請者に応援業務承諾書及び、次の書類を事務局に提出することを依頼する。ただし、期間を更新する者については、書類の提出は不要とする。
 - (ア) 経歴書
 - (イ) 写真
 - (ウ) 看護師免許証の写し
 - (エ) 応援報償費振込口座申出書
5. 応援技師等及び応援看護師に対する報償費は、次に定めるところによる。
 - (1) 報償費は毎月1日から月末までに従事したものについて、勤務をした日の属する月の翌月15日(土曜日、日曜日、祝日に当るときは、順次繰上げた日)に応援技師等及び応援看護師報償費単価表(別表)に基づき、あらかじめ提出された口座振替申込書に記載された口座の振込により支給する。
 - (2) 別表は、応援技師等及び応援看護師の需給関係により変更することができる。
6. この要綱に定めるもののほか必要な事項は院長が定める。

付則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。